

イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）
及び鈴鹿市文化会館の
指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査
実施要領

令和4年9月
鈴鹿市

1 調査目的

本市においてはイスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）と鈴鹿市文化会館というそれぞれ規模の異なるホールを有する2つの文化施設を有しており、市民の文化及び教養の向上を図り福祉の増進に寄与するため、それぞれ昭和43年11月（市民会館）、昭和63年1月（文化会館）に竣工しました。以来、優れた文化芸術の鑑賞や市民の生涯学習活動の発表の場の拠点としての役割を果たしてきました。

両館は、今後も、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供やサービスが行き届いた貸館事業の展開が期待されるとともに、地域に根付いた施設として、地域の活動を支える地域に身近な存在であり続けることが期待されています。

また、文化施設については、指定管理者制度導入により利用者へのサービスの向上や貸館業務の効率化、コンサートや各種文化講座などの文化事業の充実など、民間事業者等が持つノウハウを発揮した施設設置目的の効率的かつ効果的な達成が期待されます。

イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）及び鈴鹿市文化会館を一体として1つの指定管理者により施設運営及び維持管理を行う旨検討を行う中で、民間事業者等から幅広いアイデアを提示いただくことにより、両館の更なる活用やサービスの向上を目指した事業要件を整えるとともに、事業要件及び募集要項等における官民間のミスマッチを防止・解消し、より多くの団体が公募に参加いただくことで市民サービスの向上に努めることを目的として、本調査を実施します。

2 調査概要

調査内容	イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）及び鈴鹿市文化会館の指定管理者制度導入に関して導入可能な取組や事業要件及び参入意向等に関する調査
制度概要	別紙「公の施設の指定管理者制度運用指針」のとおり
主な対話内容	1 指定管理者制度による施設運営について 2 公募条件について 3 効率的な維持管理運営の提案について 4 その他事業実施全般に関する提案・課題・問題点等について ※各項目に対する提案につきましては、可能な限り具体的事例等を交えたご提案をお願いします。

対象者	本市若しくは他の自治体で指定管理者の指定を受けている団体，または本市の公の施設について参入を検討している団体（グループの構成員となる予定の団体を含む）
-----	---

3 施設概要

【資料1】施設の概要 のとおり

4 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和4年9月21日（水）
説明会・現地見学会の申込み	令和4年9月21日（水）～10月4日（火）
説明会・現地見学会の開催	令和4年10月6日（木）
対話参加の申込み	令和4年10月7日（金）～11月7日（月）
資料提出	対話実施日の5開庁日前まで
対話の実施	令和4年11月24日（木）～11月30日（水）
結果の公表	令和4年12月上旬（予定）

5 対話までの流れ

（1）説明会・現地見学会の開催

対話の実施にあたり，説明会・現地見学会を開催いたします。参加を希望する場合は，別紙「説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し，電子メールに添付のうえ期間内に下記申込先へご提出ください。

なお，鈴鹿市文化会館については，改修工事中であることから工事の進捗状況によりご覧いただける施設の範囲が制限される場合があります。その場合，改修に係る設計図等によるご確認となる場合がありますのでご了承ください。

【開催日時】 令和4年10月6日（木）

説明会：13時00分から30分程度

現地見学会（市民会館）：13時30分から1時間程度

現地見学会（文化会館）：14時30分から1時間程度

【場 所】 鈴鹿市役所 別館第3 2階北会議室

【申込期間】 令和4年9月21日（水）から令和4年10月4日（火）

【申 込 先】 鈴鹿市文化スポーツ部文化振興課

bunkashinko@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【説明会・現地見学会参加申込】としてください。

※ 説明会・現地見学会への出席は対話参加の必須条件ではありません。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインによる実施等実施方法の変更を行う場合があります。変更の際は、市ホームページへの掲載のほか、参加申込済の団体については電子メールでお知らせします。ご了承ください。

（2）対話参加の申し込み

対話への参加を希望する場合は、別紙「参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に下記申込先へご提出ください。

【申込期間】 令和4年10月7日（金）から令和4年11月7日（月）

【申 込 先】 鈴鹿市文化スポーツ部文化振興課

bunkashinko@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング参加申込】としてください。

（3）資料提出

対話の際に使用する資料等がある場合は、任意様式により作成し、電子メールに添付のうえ、期日までに下記申込先へご提出ください。

なお、期日までに提出できない資料がある場合は、5部ご用意のうえ、対話当日にご持参ください。

【提出期限】 対話実施日の5開庁日前

【申 込 先】 鈴鹿市文化スポーツ部文化振興課

bunkashinko@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング資料提出】としてください。

（4）対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

また、対話に出席する人数は、1申込団体につき3名以内とします。

【日 時】 令和4年11月24日（木）から令和4年11月30日（水）

までの間で、30分から1時間程度（日程については、対話

参加の申込期間終了後別途調整し、申込団体の担当者宛てに
実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。)

【場 所】 鈴鹿市役所本庁舎内会議室を予定しています。

【対話内容】 「6 対話内容」以降をご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインによる実施等実施方法の変更を行う場合があります。変更の際は、市ホームページへの掲載のほか、参加申込済の団体については電子メールでお知らせします。ご了承ください。

6 対話内容

市として提案を頂きたい内容は、下記の通りですが、提案頂ける部分・範囲のみで差し支えありません。自らが指定管理者となった場合に提案内容の実施が可能である内容について、可能な限り具体的事例を交えたご意見・ご提案をお願いいたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加の対話（書面による対話を含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

項 目	内 容
1 指定管理者制度による施設運営について	(1) 参入意向の有無及び参入形態と市場性 (2) 妥当と考える指定期間 (3) 想定される組織体制（職員数・勤務体制等） (4) 想定される事業費（人件費・管理費・自主事業経費等） (5) 開館施設の稼働率向上に資する取組について
2 指定管理者の公募条件について	(1) 応募に必要な検討期間（準備期間）
3 効率的な維持管理運営の提案について	(1) 文化会館における映像ドーム（予定）の活用方法について
4 その他	事業実施全般に関する提案・課題・問題点等について

7 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、指定管理者選定時の審査における評価の対象となりません。

対話内容は、ノウハウに基づく貴重な意見であることから真摯に受け止め、民間活力導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについては、事業内容やスキームへの反映等の対応を検討するための参考とさせていただきます。ただし、公表資料及び双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を確約するものではないことをご了承ください。

(2) 調査に関する費用の負担

調査参加に要する費用はすべて、申込団体の負担とします。

(3) 実施結果の公表

調査の実施結果については、対話の内容を概要として取りまとめ、市ホームページにて公表するものとします。ただし、公表に当たっては提案事業者・団体の名称及び知的財産権に関わる内容は原則非公開とします。

(4) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていない者であること
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取消しを受けたことがない者であること
- ③ 参加申込書提出時点で、指名停止を受けていない者であること
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でない者であること
- ⑤ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第 2 条第 1 号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと

(5) 提供資料

提供資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。

また、本調査の参加者は該当資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

8 問い合わせ先

【イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）及び鈴鹿市文化会館の施設や業

務，対話内容に関すること】

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 文化スポーツ部 文化振興課 文化振興グループ

電話番号：059-382-7619

F A X：059-382-9071

電子メールアドレス：bunkashinko@city.suzuka.lg.jp

【本調査の実施，運用指針等，本市の指定管理者制度運用全般に関すること】

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 政策経営部 総合政策課 行政サービス改革グループ

電話番号：059-382-9038

F A X：059-382-9040

電子メールアドレス：sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp